

保育士養成課程における基礎技能「体育」のあり方について —保育士に求められる新しい役割に対応する授業内容の検討—

伊 達 由 実

(平成18年 8 月21日受理 最終原稿平成18年10月 6 日受理)

平成13年2月の「保育士養成課程等検討委員会報告（今後の保育士養成課程等の見直しについて）」を受け、保育士養成課程の見直しが行われ、平成14年度から現行の新養成課程が実施されている。この見直しは、少子化や核家族化の進行、地域・家庭での子育て機能の低下、女性の社会進出など、児童を取りまく家庭や地域の環境変化に伴う、児童福祉サービスに対する需要の多様化、高度化に対応するものであった。平成14年6月の「幼稚園教員の資質向上に関する調査研究協力者会議報告（幼稚園教員の資質向上について—自ら学ぶ幼稚園教員のために）」においても、同様の社会認識が示され、幼稚園に対するニーズの多様化に対応しうる幼稚園教員の資質向上が重要な課題として挙げられている。さらに、平成17年1月の中教審答申「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について」では、幼保一体型施設としての「総合型施設」の創設を提言するなど、前述の社会情勢は、保育所保育、幼稚園教育を含めた、就学前保育制度全体の改革を促しつつある。現行の養成課程への対応においても、単に新設科目の追加にとどまらず、大綱化された選択必修科目の編成を中心に、カリキュラム全体の見直しや、各教科内容の再検討を図るなど、保育制度変革に対応しうる養成教育への取り組みが求められているといえよう。

本稿では特に、保育士養成課程における基礎技能「体育」に焦点を当て、新しい保育制度に対応しうる養成教科目としてのそのあり方を検討した。具体的には乳児や障害者、保育所以外の児童福祉施設の児童を対象とした体育や、それぞれの対象に係わる子育て相談や助言に必要な知識と技術の習得が、新たな教科目標として設定されるべきことを指摘した。

キーワード：保育士養成課程、子育て支援、保育指導、基礎技能「体育」

1. はじめに

平成13年11月に改正された児童福祉法第18条の4は「この法律で、保育士とは、第18条の18第1項の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とするものを云う」と規定し、保育士資格の法定化を行っている¹⁾。これは、保育士の働く場を、児童福祉施設からそれをも含めた地域社会へと押し広げ、名称の独占使用を認めることでその専門職化を進めるとともに、保育士の業務内容をそれまでの保育のみから、児童に対する保育と保護者に対する保育指導へと拡大させることを規定する条文である。とりわけ業務内容の拡大は、保育士に新しく求められる

伊 達 由 実

子育て支援の役割を明確に規定したところに大きな意味がある。既に現行の保育所保育指針(平成11年改訂)において、保育所が地域における子育て支援センターとしての役割を果たすべきことが指摘されている²⁾が、この法律改正により、保育士の専門性が「保育」と「保育指導」の両面にわたることが明確に示された。改正の翌年には、「保育士養成課程等検討委員会報告(今後の保育士養成課程等の見直しについて)」を受けて、保育士養成課程の見直しが行われ、新しい保育士の専門性確立への方策として、「家族援助論」の科目新設や「社会福祉援助技術」の内容の明確化、「乳児保育」、「小児栄養」などの科目の授業形態の変更など、さまざまな措置を盛り込んだ現行の養成課程が実施されている³⁾。

このような保育士の専門性拡大は、当然、保育士養成そのものの見直しを迫るものであり、子育て支援や家族援助と保育士養成の関係を扱った多くの研究が行われている。保育士養成課程改正と保育士の専門性について扱った岡本ら(2003)の論文、新養成課程の中で子育て支援をどのように教授すべきかといった教育方法の問題を扱った中野(2002)、今泉(2003)らの論文、子育て支援教育を実施するための基礎データ(保護者・保育者の意識調査)収集を行った田村ら(2004)、金谷ら(2004)らの論文、養成校が直接子育て支援を実施する事例を扱った役田(2003)、梶浦ら(2005)らの論文、現行保育所保育指針と養成教育の関係について扱った待井ら(1999)、上月(2001)ら、石橋(2005)らの論文、児童虐待予防と保育士養成の関係について扱った桑名(2004)の論文などに多くの成果が見られる⁴⁾。一方、既存の養成科目そのものも、新しい保育士の役割をその教授内容にどのように組み込むかという問題に迫られることとなる。智原ら(2004)は、運動遊び・親子遊びに関する保育所へのアンケート結果を元に、基礎技能科目としての「体育」⁵⁾が今後取り組むべき課題として、乳児期の発達を踏まえた運動遊びの教材研究、親子関係の構築に資する運動遊びの開発とその教授方法の開発、を挙げている。いずれにせよ、保育士が果たすべき二つの役割を視野に入れ、各教科の関連性を考えながら、各養成校がカリキュラムを練り上げるとともに、担当教科における新しい役割の位置づけを明確にすることが急務であると筆者は考える。

そこで本稿では、保育士の新しい役割である子育て支援・保育指導の観点から、保育士養成科目として基礎技能「体育」を見直し、求められる教授内容、教育方法の方向性を見出すことを目的に論を進める。まずは、子育て支援、保育指導が保育者の役割として取り上げられてきた経緯を概観することで具体的にどのようなことが保育者に求められているのかを明確にし、次に養成科目としての「体育」の科目性格を確認したうえで、今後の方向性を明らかにしていきたい。

2. 子育て支援政策と保育の課題

(1) 子育て支援政策と保育制度の関連と経過

ここでは1990年代以降のわが国の子育て支援政策を保育制度とのかかわり(表1)に沿って概観する。

保育士養成課程における基礎技能「体育」のあり方について

表 1 子育て支援政策と保育制度

1990年	・ 合計特殊出生率1.57 (1.57ショック)
1993年 4月	・ 「今後の保育所のあり方について (提言)」 (厚生省児童家庭局長諮問機関) → 地域における子育て支援機関としての保育所強化を提言
1994年12月	・ 「今後の子育て支援のための施策の基本方向について (エンゼルプラン)」 ・ 「緊急保育対策5カ年計画」 → エンゼルプランのうち子育てと仕事の両立支援の具体化
1997年	・ 児童福祉法一部改正 → 職権保護から保護者の選択性へ (措置施設から脱却) → 保育所における子育て支援強化
1999年	・ 保育所保育指針改定 → 子育て支援など新しい役割を盛り込む
2001年 2月	・ 「保育士養成課程等検討委員会報告書」 → 新しい保育の役割に対応して養成課程の見直し
5月	・ 児童福祉法施行規則改正
11月	・ 児童福祉法改正 → 保育士資格の法定 (国家資格) 化 (業務の拡大確定)
2003年	・ 少子化社会対策基本法 → 国の整備計画である「子育て応援プラン」の策定 ・ 次世代育成支援対策推進法 → 自治体の子育て支援事業や施設サービスの整備目標を設定 ・ 改正児童福祉法 → 在宅福祉サービスを子育て支援事業として法定化

1990年6月、前年の人口動態統計において合計特殊出生率が1.57であることが発表されると、社会の活力低下や高齢者扶養の負担増を懸念する声が高まった。いわゆる「1.57ショック」であるが、これを契機にわが国の子育て支援は、少子化対策の一環として本格的に進められることとなった。1993年 (平成5年) 版厚生白書では、「未来をひらく子どもたちのために」と題し、高齢化対策と並ぶ重要な課題として、子育ての社会的な支援策を推し進める姿勢が打ち出された。翌1994年には「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」 (エンゼルプラン) が発表されたが、その一環として「緊急保育対策等5カ年事業」が策定され、保育サービスの拡充を図るため具体的な数値目標を設定して、エンゼルプランにおける「仕事と家庭の両立支援」、「子育て負担の軽減」を具体化する試みが始められた⁶⁾。このエンゼルプランの前年には、厚生省 (当時) 児童家庭局長の私的諮問機関「これからの保育所懇談会」の提言「今後の保育所のあり方について」が発表されている。そこでは、保育所を児童福祉施設であると同時に地域における子育て支援機能を担う施設として位置づける提言がなされているが、エンゼルプランはこれと軌を一にするものであった。つづいて、1997年に児童福祉法の一部改正が

伊 達 由 実

行われ、保育所は従来の措置施設（職権による保護施設）から、利用者が自由に選択できる施設へと変更され、また、子育て支援に関する努力義務が規定された⁷⁾。

1999年に改訂された現行の保育所保育指針においては、保育内容の構成には前回と大きな変更はなく、子育て支援など、保育所、保育士の新しい役割が盛り込まれた。2001年には先に記した「保育士養成課程等検討委員会報告書」の公表とそれに関連した児童福祉法施行規則の一部変更⁸⁾の告示がなされ、同年、先に述べた保育士資格を法定化する児童福祉法の改正が告示され、保育士の業務拡大が明確に規定された。

これらの施策にもかかわらず、少子化や子育て機能の低下・崩壊に歯止めがかからず、2003年には少子化社会対策基本法、次世代育成支援対策推進法が相次いで成立し、自治体や国の整備・行動計画の策定が進められている。また、同年に成立した改正児童福祉法では、在宅福祉サービスを子育て支援事業として法定化し、在宅で子育てを行っている保護者に対する保育サービスが拡充されることとなった。なお、ここで云う子育て支援事業とは、放課後児童健全育成条例、子育て短期支援事業のほか、「児童及びその保護者またはその他のものの居宅において保護者の児童の養育を支援する事業」、「保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業」、「地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業」を指す⁹⁾。したがって、保育所は、保育所に通う児童とその保護者だけではなく、在宅で子育てを行っている保護者に対しても子育て支援活動を実施することが求められることとなる。

（２）保育の課題

以上のように、少子化対策という大きな流れの一環としてとらえられる保育所の子育て支援活動だが、ここでは「保育士養成課程等検討委員会報告書」の内容から、もう少し詳しく保育士に求められているものがどのようなものなのかを見てみたい。

同報告書では、養成課程の見直しに至った背景を以下のように述べている。すなわち、少子化や核家族化の進行、女性の社会進出の本格化、就業形態の多様化、地域の子育て機能の低下など、近年の児童を取りまく家庭や地域の環境が著しく変化した結果、児童福祉サービスに係わる需要の増大や多様化・高度化がもたらされた。これに伴って、児童福祉の現場や児童福祉サービスの利用者から、専門性が高く、多様なサービスに対応することができる資質の高い保育士の養成が求められるようになったのであり、そういった事態への対応として教育課程の見直しを行うというわけである。具体的には「育児相談等家族支援を担いうる資質の涵養、学生の自主的学習能力の強化、保育所における乳児保育の一般化や障害児保育の浸透、保育所以外の児童福祉施設における保育士としての専門性の確保」を時代のニーズと位置づけ、これに対処しうる教育課程構成を試みとしている¹⁰⁾。

このように見ると、保育士に新しく求められているのは、乳児や障害を持った児童の保育を行ううえで必要となる知識や技術、保育所以外の児童養護施設に関する知識やそこで必要とされる保育技術、さらに、これらの多岐にわたる保育対象のそれぞれにおいて、保護者からの相

保育士養成課程における基礎技能「体育」のあり方について

談に応え助言を与えられるような知識、技術を身につけることが求められているといえる。換言すれば、保育対象の拡大に伴う知識・技術の習得と、それぞれの対象における子育て相談に応え、また適切な助言を与えうる知識や技術の習得が求められているのである。

以上のように保育士の新しい課題をとらえたとき、養成科目としての基礎技能「体育」が用意すべき教授内容はどのようなものであろうか。以下、この問題に答えるために、まず、「体育」の養成教科としての性格を確認することとする。

3. 保育士養成科目としての「体育」

保育士養成課程全体（表2）のなかでの、基礎技能「体育」の位置づけについて確認し、その科目性格を明確にする。

表2 現行保育士養成教育課程における系列と教科目

	系列	教科目		系列	教科目
教 養 科 目		外国語 体育（実技） 体育（理論） その他	必 修 科 目	基礎技能	基礎技能（音楽・造形・体育）
				保育実習	保育実習
				総合演習	総合演習
必 修 科 目	保育の本質・目的の理解に関する科目	社会福祉 社会福祉援助技術 児童福祉 保育原理 養護原理 教育原理	選 択 必 修 科 目	保育の本質・目的の理解に関する科目	大綱化 （17単位以上の科目を設置し、8単位以上を選択必修で習得。基礎技能科目として、必修科目とは別の「体育」関連科目をここに設定することができる。）
	保育の対象の理解に関する科目	発達心理学 教育心理学 小児保健 小児栄養 精神保健 家族援助論		保育の対象の理解に関する科目	
	保育の内容・方法の理解に関する科目	保育内容 乳児保育 障害児保育 養護内容		保育の内容・方法の理解に関する科目	
				基礎技能	
				保育実習	保育実習Ⅱ・Ⅲ

伊 達 由 実

現在の保育士養成教育課程においては、「体育」は「基礎技能」系列の一領域である。「基礎技能」とは、保育内容を理解し、展開するために必要な知識や技能を習得させるために設置された科目である。

平成13年2月の「保育士養成課程等検討委員会報告（今後の保育士養成課程等の見直しについて）」では、選択必修科目について大綱化を図り、各保育士養成校に教育上の創意工夫の機会を与えた。そのため、養成校間での格差が生じるのを防止するために、別紙として「教科目の教授内容」を添付している。そこでは各科目の目標と内容が、各養成校が教授すべき標準として提示されている。以下、そこにおける基礎技能の「目標」と「内容」を検討することで稿を進める。

表3 「基礎技能」の科目目標と内容

<目 標> 1. 保育の内容を理解し展開するために必要な知識や技能を習得させる。 2. 音楽及び造形に関する基本的な知識や技能を身につけ、それらに関する様々な活動を通して楽しさや喜びを体験し、保育の中で取り扱う教材やそれらを展開するために必要な知識や技能を習得させる。 3. 身体運動に関する基本的な知識を理解するとともに、身体能力や運動技能を高める。また、保育の中で取り上げる運動遊びに関する教材を作成したり、それらに必要な知識や技能を習得させる。
<内 容>（1「音楽」、2「造形」は省略） 3. 体育に関する基本的な知識や技能 （1）身体運動に関する基本的な知識と技能 （2）保育実践において必要な知識や技能 （3）運動遊びにおける安全管理

「保育士養成課程等検討委員会報告書」別紙による

基礎技能科目の目標としては、3つのことが挙げられている（表3）。最初の項目は、基礎技能全体の科目目標について述べたものであり、「保育の内容・方法の理解に関する科目」系列の科目（表2参照）で学習した内容を、保育活動の中で具体的展開するために必要な知識、技能を身につけるべきことが明記されている。その際、「保育の本質・目的の理解に関する科目」系列や「保育の対象の理解に関する科目」系列で学習した内容が基礎におかれることは云うまでもない。2番目の項目は音楽と造形にかかわる目標である。最後が体育に係わる目標であるが、「身体運動に関する基本的な知識を理解するとともに、身体能力や運動技能を高める」では、運動生理学や運動学などの知見を基にした運動に関する基本的な知識を理解したうえで、まず保育者自身の運動能力を高めることが求められている。また、「保育の中で取り上げる運動遊びに関する教材を作成したり、それらに必要な知識や技能を習得させる」では、他系列で学習した幼児理解を基にして、具体的な運動遊びを構想・展開する能力の涵養が求められている。

保育士養成課程における基礎技能「体育」のあり方について

次に「内容」だが、まず、体育領域の全体的な内容は「体育に関する基本的な知識や技能」を学習するとして、具体的には「身体運動に関する基本的な知識と技能」、すなわち運動に関する基礎的な知識を学習し、それに基づく運動技能を身につけるような内容を実施すること。また、「保育実践において必要な知識や技能」とは、保育活動で行う身体運動を実践・展開する上で必要となる知識と技能を身につけ、最後に、「運動遊び」で起こりうる事故を想定して、その予防や対処に関する内容を学習することが、基礎技能「体育」で学習すべき内容であることが示されている。

これらをまとめると、基礎技能としての「体育」では、運動に関する基本的な理解を基礎にして学習者自身の運動能力を高めるとともに、保育活動としての運動遊びを構想し安全に展開する知識や能力を身につけることが目指されることになる。その際、基礎技能の基本的な目標が「保育内容の具体的な展開力の習得」にあることから、保育内容、保育対象の理解をもとにした保育活動を想定した学習がなされなければならない。言い換えれば、基礎技能科目としての体育は、保育対象の理解と保育内容のあり方に、その学習内容が規定されているのであり、それらの理解を裏づけにした授業内容を展開する必要があるといえる。

前節で述べたように、子どもを取り巻く環境の変化に伴って、保育所や保育士に求められる役割も多様になり、そのことに対応して養成課程における保育内容や保育対象の理解にも変化が求められている。保育に関する基礎技能を修得する「体育」も、従来のように、保育士と子どもの関係のみを想定した学習内容の設定では新しい保育ニーズにこたえられない。新しい保育士の役割である保育指導を視野に入れた基礎技能の開発が求められるのである。

4. 保育士の新しい役割に対応する基礎技能「体育」

ここまで、子どもを取り巻く環境の変化により、保育士に「児童の保護者に対する保育に関する指導」という新しい業務が課せられたこと、それに対応するために「家族援助論」の新設など保育士養成教育課程の見直しが行われたことを確認した。また、基礎技能科目としての体育が、新しく導入された「家族援助論」はもちろん、保育士の新しい役割や保育への高度化・多様化したニーズに対処する教育課程の考え方そのものを視野に入れた授業展開をしなければならないことも述べた。以下、教育課程の変更点との関係で基礎技能「体育」が検討すべき課題を挙げていく。

①乳児保育への対応

女性の就労等社会進出の本格化や都市化・核家族化の進展により、3歳未満児の保育所入所数は増加し続けているが、これに対応する形で「乳児保育」が従来の講義から演習へと授業形態を変更され、より実践に生かせる知識の習得が目指されるようになった。智原ら（2004）も指摘しているとおり、基礎技能「体育」に関していえば、3歳時以降の発達に見合った運動教材を扱うことがこれまでの主流であった¹¹⁾。今後は、3歳未満児、特に乳児の心身の発達を見据えた運動遊びの方法や知識を取り上げることが必要となる。その際、「乳児保育」での学習

伊 達 由 実

内容との連携を保つことが必要となる。また、発達心理学、運動学などの知見を、乳児の運動遊びという観点から再構成し、教材化することも求められる。

②障害児保育への対応

障害者のノーマライゼーションはわれわれの社会全体が実現すべき重要な課題である。今後、統合保育の機会はますます増えることが望まれる。これに対しては、「障害児保育」が必修化され、授業形態も講義から演習へと変更され、より実践に資する科目へ変更が行われている。基礎技能「体育」においても、「障害児保育」の知見はもとより、障害者体育の研究成果を参考にしながら、統合保育の中での運動遊び指導や、障害を持った子どもと親とのふれあい運動遊びなどを想定した教材作りを進めなければならない。

③保育所以外の児童福祉施設の保育士としての専門性

児童福祉法では14種の児童福祉施設が規定されている。保育所以外の児童福祉施設とは、児童養護施設、乳児院、知的障害児施設などであるが、それぞれの施設における子どもたちの実態の認識から、必要な保育活動が検討されなければならない。その一環として、運動遊びや身体活動の有効な活用を考えていく必要がある。「児童福祉」や「養護原理」、「小児保健」といった科目、あるいは社会福祉援助技術や家族援助論の理解のうえにたった運動遊びの展開が求められる。

④育児相談等家族支援を担いうる資質の涵養と「体育」

この点に関しては、「家族援助論」の新設や、「社会福祉援助技術」の明確化が教育課程見直しの中で実施されている。家族やそれを取り巻く社会、親と子の関係やそれが子どもの発達に及ぼす影響などを理解し、ケースワークやグループワーク、コミュニティーワークといった社会福祉援助の知識と技術を身に付けて、保護者の求めに応じて相談に乗り、助言を与えることが求められるわけである。基礎技能「体育」では、親子関係の構築に役立つ親子遊び、ふれあい遊びの指導やそれについての助言を行ったり、子どもの運動発達に関する親の疑問に答えられるような知識の習得が今後、重要な内容となる。具体的には、発達心理学や運動学、家族援助論や家族社会学、家族心理学など家族に関する種々の知見を授業教材として再構成することが必要であろう。また、実際に、親が子どもの身体や運動の発達にどのような不安をもつのかを実証データとして蓄積し、それに対処しうる運動遊びや親子遊び、あるいは助言などを検討することが必要であろう。

5. おわりに

以上ここまで、保育士に求められる新しい役割に対応した養成教育科目としての基礎技能「体育」のあり方について検討してきた。高度化・多様化する保育ニーズに、特定の科目領域の視点から、どのように対応すべきかという問題を扱ったわけだが、本稿で明らかになったように、養成課程の各教科目は、それぞれが密接に関係して保育士養成という目的を達成するように構成されている。とりわけ、現在の保育や幼児教育が、「子どもの主体的な遊び」に重点を

保育士養成課程における基礎技能「体育」のあり方について

おていることを考えれば、基礎技能としての「体育」、「音楽」、「造形」など、遊びを扱う各領域は、他の系列での学習内容が実際に展開する場として、重要な役割を担うこととなる。単に運動技術の指導法教授にとどまらず、保育士の専門性を高めることに資する授業内容の構築が急務であると考ええる。

網野（2006）は、保育士の専門性について、「保育士の専門性は、専門的、学問的用語を駆使したり、論理的な解説や展開によって示すことができるものとは限りません。また、だからといって、単に人間観、価値意識、保育哲学などによってすべてを示すことができるものでもありません。保育に関する知識、技術そして保育マインドがトライアングルとして構成され、機能している保育者の姿、そこに、保育者の専門的役割が最も反映しています。」¹²⁾と述べている。ここで云われる、知識、技術、保育マインドを互に関連させながら機能させる、専門家としての保育士はどのようにすれば育つのであろうか。先に、保育士養成教育課程の各教科目は互に関連して養成の用をなすと言ったが、一方で、「一般に、免許法や行政当局の示すカリキュラムは、入門・概論を中心とした小単位科目の集積からなりたっている。しかし、このとおりに養成すれば、教育観も、方法の原則ももたぬ教師が送り出されてしまう。」という批判もあるのである。こう批判をした久保は、「養成カリキュラムの思い切った構造化を進める必要があろう」と続けている¹³⁾が、筆者の立場も同様である。

現在用意されている各系列の教科目を、基礎技能の領域（体育、造形、音楽）ごとに再構築し、それぞれの遊びの場面で展開される保育の知識や考え方（保育の原理や保育の対象理解や保育の内容・方法）を、体験学習なども交えながら学び、理解を深めてはどうであろうか。網野の言うように保育の専門家が「知識、技術、保育マインドを互に関連させながら機能させる」存在だとするならば、それを育てるカリキュラムも、ある種の有機性を持って構成され、学習される必要があると筆者は考える。そしてさらに付記するならば、現行の養成課程で大綱化された選択必修科目の編成の中で、このことは実現可能であろうし、実現すべきだと考える。具体的な内容については稿を改めて考えたい。

（注）

1) 同法は平成15年11月29日より施行された。

2) 『保育所保育指針』第1章総則には「子どもを取り巻く環境の変化に対応して、保育所には地域における子育て支援のために、乳幼児などの保育に関する相談に応じ、助言するなどの社会的役割も必要となってきた」と記されている。

3) 同報告書ではこの見直しのねらいを「育児相談等家族支援を担う資質の涵養、学生の自主的な学習能力の強化、保育所における乳児保育の一般化や障害児保育の浸透、保育所以外の児童福祉施設における保育士としての専門性の確保など時代にニーズに沿った科目の強化」としている。

4) 他に雑誌記事としては、『エデュケア21』の1995年8月号から13号にわたって掲載された特集記事

伊 達 由 実

「保育者養成・改革の目」のうち、第5回「保母養成教育の体制・教育課程」に社会ニーズに対応した教科として、子育て支援と養成教科目についての言及が見られる。

5) 保育士養成教育課程のなかには、実際には「体育」という科目はない。これは平成2年改訂の旧保育所保育指針の主旨に鑑み、平成3年の教育課程改正の際に従来あった「音楽」、「図画工作」、「体育」の区分を廃止したことによる。現行の教育課程では、「基礎技能」という科目のなかで、音楽、造形、と並んで「体育に関する基本的な知識や技能」を習得する領域が設定されている。一方、多くの養成校では保育士資格と幼稚園教諭免許の同時取得が可能となっているため、いくつかの科目で、資格・免許にまたがって読み替え可能科目となっているものがあり、教育職員免許法施行規則上の科目区分で言えば、教科に関する科目に属する一科目として「体育」が位置づけられている。したがって、多くの養成校では当該科目については、「幼児体育」、「体育」、「小児体育」(本学の場合)などの名称で科目設定している。本稿は保育士養成にかかわる論文であるが、以上の事情に鑑み、基礎技能科目中の「体育に関する基本的な知識や技能を習得する領域」を「体育」と呼称することとする。

6) 次の7つの項目で数値目標が設定された。①低年齢児(0～2歳)の受け入れ拡充、②延長保育、③地域子育てセンター事業の拡充、④乳幼児健康支援一時預かりの拡充、⑤放課後児童健全育成事業の充実、⑥一時保育(育児疲れ解消、パート就労対応など)の充実、⑦多機能保育所の整備。

7) 子育て支援に対する努力義務の規定は、児童福祉法第48条の3第1項にある。

8) 児童福祉法施行規則第39条の2第1項3号(指定保育士養成施設の修業科目及び単位数並びに履修方法)、平成14年4月施行。

9) 児童福祉法第21条の27の規定による。

10) 以上は平成13年2月16日に公表された保育士養成課程等検討委員会報告「今後の保育士養成等の見直しについて」による。

11) 智原ら(2004)、p.49

12) 網野ら(2006)、p.35

13) 水野ら(1997)、p.401

参考・引用文献

岡本和子、矢藤誠慈郎、諏訪英広、光本弥生「保育者養成の再検討Ⅲ－保育士養成課程のカリキュラム改正と保育士の専門性－」、『岡山県立大学短期大学部研究紀要』第10巻、2003、pp.93-105

中野菜穂子「保育士養成教育における『家族援助』の教育方法に関する一考察」、『岡山県立大学短期大学部研究紀要』第9巻、2002、pp.29-37

今泉利「保育士養成に関する一考察－新保育士養成教育課程及び男性保育士の視点から」、『東海大学短期大学部生活科学研究所所報』第17巻、2003、pp.5-10

田村隆宏、浜崎隆司、岩崎美智子、荒木美代子「子育て支援活動の影響に関する保育者の認識－保育者に対する影響を中心に－」、『鳴門教育大学研究紀要』(教育科学編)、第19巻、2004、pp.91-100

金谷京子、坪井敏純、吉田ゆり「子育て支援ニーズから見た保育士の役割と保育士養成」、『保育士養成研

保育士養成課程における基礎技能「体育」のあり方について

- 究』全国保育士養成協議会、第22巻、2004、pp.49-56
- 役田亨「保育士養成と子育て相談—その意義と課題について—」、『大垣女子短期大学教育紀要』第8巻、2003、pp.17-27
- 梶浦真由美、清水貴子「子育て支援における保育士養成校の役割—本学幼児教育学科における実践を通して—」、『北海道文教大学研究紀要』第29巻、2005、pp.29-38
- 待井和江、野澤正子「保育所保育指針改訂の課題と保育士養成」、『社会問題研究』大阪府立大学社会福祉学部、第48巻第2号、1999、pp.19-45
- 上月智晴「保育所における運動遊び—保育所保育指針の保育内容の分析を通して—」、『滋賀文化短期大学研究紀要』、第11巻、2001、pp.109-120
- 石橋由実「保育士養成からみた保育カリキュラムのあり方」、『幼年教育研究年報』広島大学大学院教育学研究科附属幼年教育研究施設、第27巻、2005、pp.21-24
- 桑名恵子「児童虐待予防の取り組みと保育士養成の課題」、『甲子園短期大学紀要』、第23巻、2004、pp.107-117
- 智原江美、前迫ゆり、石田慎二、中田奈月、高岡昌子、福田公教「保育士養成校における地域子育て環境作りにつなげるカリキュラム検討—運動遊び・親子遊びに関する支援について—」、『奈良佐保短期大学研究紀要』2004、pp.45-49
- 『エデュケア21』、栄光、1995年8月号から1996年8月号
- 網野武博、武藤隆、増田まゆみ、柏女霊峰『これからの保育者にもとめられること』ひかりのくに、2006
- 水野浩志他編著『保育者と保育者養成』（戦後保育50年史—証言と未来予測—第3巻）栄光教育文化研究所、1997
- 森上史郎、柏女霊峰編『保育用語辞典』ミネルヴァ書房、2004
- 厚生省児童家庭局『保育所保育指針』1999年10月

報告書

- 保育士養成課程等検討委員会報告書「今後の保育士養成課程等の見直しについて」2001年2月16日
- 幼稚園教員の資質向上に関する調査研究協力者会議「幼稚園教員の資質向上について—自ら学ぶ幼稚園教員のために—」2002年6月24日
- 中教審答申「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について」2005年1月28日